平成２１年（フ）第３２４号
茨城県常陸大宮市鷹巣1395番地の29
債務者　宮本こと子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３３５号
茨城県ひたちなか市大字中根4843番地14　サンシティ六ツ野Ｃ－５－１
債務者　皆内　健輔
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３３８号
水戸市南町３－１－18、住民票上の住所水戸市新荘２丁目６番38号
債務者　田口　允彦
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４０号
水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート11棟507号
債務者　小沼　孝行
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４４号
水戸市常磐町２丁目８番23号
債務者　上田　秀子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４５号
茨城県笠間市寺崎30番地２
債務者　中野　秀夫
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４６号
水戸市栗崎町1390番地
債務者　飛田　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５５号
水戸市渡里町2824番地の２　オーシャンハイツ101号、旧住所水戸市渡里町2541番地
債務者　松崎　広一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２２号
茨城県下妻市鯨1355番地２
債務者　杉山　洋子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第８１号
千葉県袖ケ浦市蔵波1914番地２ビラージュ長浦Ａ103号
債務者　前橋　崇行
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第９号
千葉県安房郡鋸南町元名1009番地
債務者　藤平　治正
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第２４号
千葉県鴨川市花房449番地１
債務者　佐々木基之
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第３７８号
川崎市幸区下平間214番地１　フロール川崎下平間５―203
債務者　川野惠美子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘５丁目１番地330　県住20―８
債務者　平田　憲昭
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６１号
金沢市畝田西２丁目114番地２
債務者　石谷　　歩
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２７２号
石川県かほく市白尾ネ68番地１
債務者　髙野　一美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２８４号
石川県白山市寄新保町1247番地５　白望荘302号室、従前の住所金沢市八日市２丁目206番地２
債務者　秋元　久壽
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５６号
岐阜県高山市江名子町2415番地６　フォレストハウス２―Ｄ
債務者　住　康一郎
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係